

# 第1章 総 則

---

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に係る各防災関係機関とその役割、町域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。

- 第1節 計画の策定方針
- 第2節 関係機関等の業務大綱
- 第3節 町の概況
- 第4節 災害危険性
- 第5節 防災ビジョン

<b>第1章</b>	<b>総則</b>	
第1節	計画の策定方針	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の基本方針	1
第3	計画の位置づけ	2
第4	計画の構成	3
第5	計画の推進	3
第6	計画の修正	3
第7	計画の周知	3
第2節	関係機関等の業務大綱	4
第1	吉富町	4
第2	京築広域圏消防本部	5
第3	吉富町消防団	6
第4	自主防災組織	6
第5	福岡県	6
第6	豊前警察署	7
第7	指定地方行政機関	8
第8	自衛隊	11
第9	指定公共機関	11
第10	指定地方公共機関	13
第11	広域連合・一部事務組合	15
第12	公共的団体・防災上重要な施設の管理者	15
第13	住民・事業所	17
第3節	町の概況	18
第1	自然的条件	18
第2	社会的条件	22
第4節	災害危険性	24
第1	災害履歴	24
第2	災害危険性	26
第5節	防災ビジョン	36
第1	防災ビジョン	36
第2	基本目標	36

# 第1節 計画の策定方針

## 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、吉富町防災会議が作成する計画である。

本計画は、町、県、関係機関、公共的団体及び住民が、その有する全機能を発揮し、町域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定された。

吉富町は、「国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「吉富町地域強靱化計画」（令和3年11月）を定めており、本地域防災計画や各種分野別計画における吉富町の国土強靱化に関する部分についての指針として位置付けられる。

## 第2 計画の基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりである。

### ①災害時の人的被害を最小化する防災・減災対策の推進

- 完全に防ぐことが困難な大規模災害等に対し、災害時の被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とする。
- 経済的被害ができるだけ少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組合せて災害に備える。

### ②自助・近助・共助・公助が一体となった取組の推進

- 行政の対策には限界があることから、町民一人ひとりが自分たちの安全は自分たちで守るという意識を持つて的確な行動をとる。
- 自分の命を守る、地域で助け合うことを適切に組合せた取組を推進する。

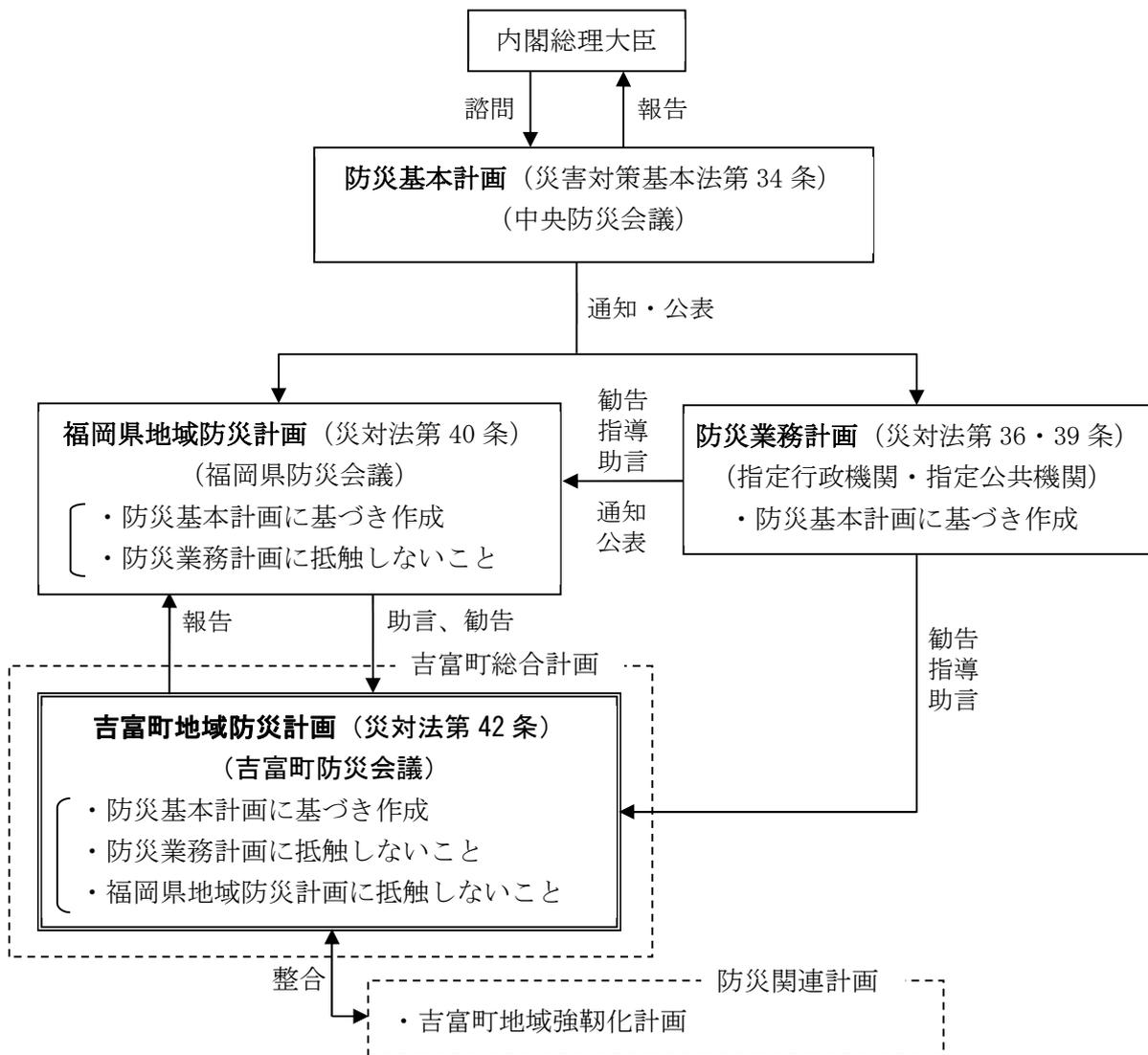
### ③多様な視点に基づいた取組の推進

- 町民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協働・参画して防災の取組を推進する。
- 要配慮者や女性の視点等、様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組を推進する。

### 第3 計画の位置づけ

本計画は、町の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び住民等の処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

また、本計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災による地震・原子力などによる被害、平成28年4月に発生した熊本地震による被害、平成29年7月九州北部豪雨による被害、令和6年1月に発生した能登半島地震による被害などを教訓に修正された国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。



## 第4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

### ■ 計画の構成

#### 本 編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 風水害応急対策計画
- 第4章 地震・津波応急対策計画
- 第5章 大規模事故等応急対策計画
- 第6章 災害復旧・復興計画
- 第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

#### 資料編

## 第5 計画の推進

計画の推進にあたっては、防災関係機関等との連携強化等を戦略的に行う。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、女性や高齢者、障がいのある人等の参画を拡大する。

さらに、吉富町及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的効果が期待できるものについて総合調整を行い、また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。

## 第6 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、吉富町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを吉富町防災会議において修正する。

## 第7 計画の周知

本計画は、吉富町職員及び防災関係機関その他防災に関わる主要な施設管理者等に周知徹底を図るとともに、計画のうち必要となる事項については町民にも広く周知を図る。

## 第2節 関係機関等の業務大綱

吉富町及び防災関係機関等は、その業務が直接的なものであるかあるいは間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するように配慮しなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災関係機関等は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練、計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

吉富町を管轄する防災関係機関等の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### 第1 吉富町

機関の名称	事務又は業務の大綱
吉 富 町	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 町防災会議に係る事務に関する事</li> <li>② 町災害対策本部等の防災対策組織の整備に関する事</li> <li>③ 防災施設の整備に関する事</li> <li>④ 防災に係る教育、訓練に関する事</li> <li>⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>⑥ 他の市町村との相互応援及び広域避難についての協定の締結に関する事</li> <li>⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事</li> <li>⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事</li> <li>⑨ 給水体制の整備に関する事</li> <li>⑩ 管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関する事</li> <li>⑪ 住民の自発的な防災活動の促進に関する事</li> <li>⑫ 災害危険区域の把握に関する事</li> <li>⑬ 各種災害予防事業の推進に関する事</li> <li>⑭ 防災知識の普及・啓発に関する事</li> <li>⑮ 防災まちづくりに関する事</li> <li>⑯ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事</li> <li>⑰ 企業等の防災対策の促進に関する事</li> <li>⑱ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事</li> <li>⑲ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事</li> <li>⑳ 帰宅困難者対策の推進に関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水防・消防等の応急対策に関する事</li> <li>② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事</li> <li>③ 避難の準備、指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関する事</li> </ul>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 災害時における文教、保健衛生に関すること</li> <li>⑤ 災害広報及び被災者からの相談に関すること</li> <li>⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること</li> <li>⑦ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること</li> <li>⑧ 復旧資機材の確保に関すること</li> <li>⑨ 生活必需品、応急食料品等の確保に関すること</li> <li>⑩ 災害対策要員の確保・動員に関すること</li> <li>⑪ 災害時における交通、輸送の確保に関すること</li> <li>⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること</li> <li>⑬ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること</li> <li>⑭ 災害ボランティアの活動支援に関すること</li> <li>⑮ り災証明等に関すること</li> <li>⑯ 清掃に関すること</li> <li>⑰ 所管施設の被災状況調査に関すること</li> <li>(災害復旧・復興)</li> <li>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧及び改良に関すること</li> <li>② ライフライン等の災害復旧に関すること</li> <li>③ 義援金品の受け入れ、配分に関すること</li> <li>④ 災害弔意金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること</li> <li>⑤ 住民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること</li> </ul>

## 第2 京築広域圏消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
京 築 広 域 圏 消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(災害予防)</li> <li>① 風水害、火災等の予防に関すること</li> <li>② 消防力の維持向上に関すること</li> <li>③ 町と共同での地域防災力の向上に関すること</li> <li>④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること</li> <li>⑤ 防災知識の普及に関すること</li> <li>⑥ 防災訓練への参加・協力</li> <li>(災害応急対策)</li> <li>① 災害に関する情報収集、伝達に関すること</li> <li>② 風水害、火災等の警戒、防御に関すること</li> <li>③ 消防活動に関すること</li> <li>④ 救助・救急活動に関すること</li> <li>⑤ 避難活動に関すること</li> <li>⑥ 行方不明者の捜索に関すること</li> <li>⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること</li> </ul>

### 第3 吉富町消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
吉富町消防団	<p>(災害予防)</p> <p>① 風水害、火災等の予防に関すること</p> <p>② 団員の能力の維持・向上に関すること</p> <p>③ 町及び京築広域圏消防本部が行う防災対策・防災訓練への協力に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 風水害、火災等の警戒、防御に関すること</p> <p>② 消防活動に関すること</p> <p>③ 救助・救急活動に関すること</p> <p>④ 避難活動に関すること</p> <p>⑤ 行方不明者の捜索に関すること</p> <p>⑥ 町及び京築広域圏消防本部が行う防災対策への協力に関すること</p>

### 第4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (自治会)	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 地域住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動</p> <p>② 出火防止及び初期消火</p> <p>③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力</p> <p>④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運營業務等の協力</p> <p>⑤ その他応急対策全般</p>

### 第5 福岡県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災会議に係る事務に関すること</p> <p>② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること</p> <p>③ 防災施設の整備に関すること</p> <p>④ 防災に係る教育、訓練に関すること</p> <p>⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>⑥ 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること</p> <p>⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること</p> <p>⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること</p> <p>⑨ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること</p> <p>⑩ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑪ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること</p> <p>⑫ 防災知識の普及に関すること</p> <p>⑬ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること</p> <p>⑭ 消防応援活動調整本部に関すること</p> <p>⑮ 企業等の防災対策の促進に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>⑯ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること</p> <p>⑰ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること</p> <p>⑱ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること</p> <p>⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること</p> <p>② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること</p> <p>③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること</p> <p>④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること</p> <p>⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること</p> <p>⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること</p> <p>⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>⑨ 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関すること</p> <p>⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること</p> <p>⑫ 災害ボランティアの活動支援に関すること</p> <p>⑬ 福岡県所管施設の被災状況調査に関すること</p> <p>⑭ 災害対策用車両（排水ポンプ車等）による活動支援</p> <p><b>(災害復旧)</b></p> <p>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること</p> <p>② 物価の安定に関すること</p> <p>③ 義援金品の受領、配分に関すること</p> <p>④ 災害復旧資材の確保に関すること</p> <p>⑤ 災害融資等に関すること</p>

## 第6 豊前警察署

機関の名称	事務又は業務の大綱
豊前警察署	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 災害警備計画に関すること</p> <p>② 警察通信確保に関すること</p> <p>③ 関係機関との連絡協調に関すること</p> <p>④ 災害装備資機材の整備に関すること</p> <p>⑤ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑦ 防災知識の普及に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 災害情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>② 被害実態の把握に関すること</p> <p>③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること</p> <p>④ 行方不明者の捜索に関すること</p> <p>⑤ 危険箇所の警戒及び地域住民に対する避難指示、誘導に関すること</p> <p>⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること</p> <p>⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ⑩ 広報活動に関すること ⑪ 遺体の死因・身元の調査等に関すること

## 第7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(災害予防) ① 警備計画等の指導に関すること (災害応急対策) ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ② 広域的な交通規制の指導調整に関すること ③ 他の管区警察局との連携に関すること ④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ⑤ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ⑥ 警察通信の運用に関すること ⑦ 津波警報等の伝達に関すること
福岡財務支局	(災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること (災害復旧) ① 地方公共団体に対する災害融資に関すること ② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	(災害予防) ① 米穀の備蓄に関すること ② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること (災害応急対策) ① 応急用食料の調達・供給に関すること ② 農業関係被害の調査・報告に関すること ③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること ④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること (災害復旧) ① 被害農業者等に対する融資等に関すること ② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること ③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること ⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ⑥ 技術者の応援派遣等に関すること
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(災害予防) ① 国有保安林・治山施設の整備に関すること ② 林野火災予防体制の整備に関すること (災害応急) ① 林野火災対策の実施に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	② 災害対策用材の供給 (災害復旧) ① 復旧対策用材の供給に関する事
九州経済産業局	(災害予防) ① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 (災害応急対策) ① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 ② 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 (災害復旧) ① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
九州産業保安監督部	(災害予防) ① 火薬、高压ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事 (災害応急対策) ① 鉱山における応急対策の監督指導に関する事 ② 災害時における火薬、高压ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事
九州運輸局 (福岡運輸支局)	(災害予防) ① 交通施設及び設備の整備に関する事 ② 宿泊施設等の防災設備に関する事 (災害応急対策) ① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 ② 災害時における所管事業者に関する情報の収集に関する事 ③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 ④ 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調節に関する事 ⑤ 緊急輸送命令に関する事
大阪航空局 (福岡・北九州 空港事務所)	(災害予防) ① 指定地域上空の飛行規制等その他周知徹底に関する事 ② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事 (災害応急対策) ① 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事 ② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事
第七管区 海上保安本部	(災害予防) ① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事 ② 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事 (災害応急対策) ① 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事 ② 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事 ③ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事 ④ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事 ⑤ 海上の流出油等に対する防除措置に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡管区気象台	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事</li> <li>② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事</li> <li>③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事</li> <li>④ 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関する事</li> <li>⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</li> </ul>
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非常通信体制の整備に関する事</li> <li>② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び発電機の貸し出しに関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における電気通信の確保に関する事</li> <li>② 非常通信の統制、管理に関する事</li> <li>③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</li> </ul>
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業場における災害防止のための指導監督に関する事</li> <li>② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全意識の普及高揚に関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関する事</li> </ul> <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関する事</li> </ul>
九州地方整備局	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象観測通報についての協力に関する事</li> <li>② 防災上必要な教育及び訓練等に関する事</li> <li>③ 災害危険区域の選定または指導に関する事</li> <li>④ 防災資機材の備蓄、整備に関する事</li> <li>⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事</li> <li>⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事</li> <li>⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関する事</li> <li>⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 洪水予警報の発表及び伝達に関する事</li> <li>② 水防活動の指導に関する事</li> <li>③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事</li> <li>④ 災害広報に関する事</li> <li>⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事</li> <li>⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関する事</li> <li>⑦ 海上の流出油に対する防除措置に関する事</li> <li>⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事</li> <li>⑨ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事</li> <li>⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事</li> <li>⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に</li> </ul>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	関すること ⑫ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること (災害復旧) ① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること ② 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること
国土地理院 九州地方測量部	(災害応急対策) ① 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること (災害復旧) ①復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
九州地方 環境事務所	(災害予防) ① 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること ② 環境監視体制の支援に関すること (災害復旧) ① 災害廃棄物等の処理対策に関すること

## 第8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第四師団、小倉駐屯地第40普通科連隊、航空自衛隊築城基地第8航空団)	(災害予防) ① 災害派遣計画の策定に関すること ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること (災害応急対策) ① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

## 第9 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社	(災害予防) ① 鉄道施設の防火管理に関すること ② 輸送施設の整備等安全輸送体制の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時における鉄道車両等による救護物資、避難者等の緊急輸送に関すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること (災害復旧) ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
NTT 西日本株式会社 NTT ドコモビジネス株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧通信施設の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 津波警報等、気象警報の伝達に関すること ② 災害時における重要通信に関すること ③ 災害関係電報、電話料金の免除に関すること</p>
日 本 銀 行 (福岡支店、 北九州支店)	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節に関すること ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること ⑤ 各種措置に関する広報に関すること</p>
日 本 赤 十 字 社 (福岡県支部)	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害医療体制の設備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療助産等の実施に関すること ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p>
日 本 放 送 協 会 (北九州放送局)	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
日本通運株式会社 (福岡支店)	<p>(災害予防)</p> <p>① 緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 復旧資材等の輸送協力に関すること</p>
九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 電力施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電力の供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (中津郵便局)	<b>(災害応急対策)</b> ① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策及びその窓口業務の確保

## 第10 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社	<b>(災害予防)</b> ① 鉄道施設の防火管理に関すること ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること <b>(災害応急対策)</b> ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること <b>(災害復旧)</b> ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
福岡国際空港株式会社	<b>(災害予防)</b> ① 空港機能維持のための予防に関すること ② 空港施設・設備の応急点検体制の整備に関すること <b>(災害応急対策)</b> ① 災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保に関すること <b>(災害復旧)</b> ① 被災空港施設・設備の復旧事業の推進に関すること
一般社団法人 福岡県LPガス協会	<b>(災害予防)</b> ① LPガス施設の整備と防災管理に関すること ② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること <b>(災害応急対策)</b> ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること <b>(災害復旧)</b> ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人 福岡県水難救済会	<b>(災害応急対策)</b> ① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること
株式会社西日本新聞社、 株式会社朝日新聞西部本社、 株式会社毎日新聞西部本社、 株式会社読売新聞西部本社、 株式会社時事通信社福岡支社、 一般社団法人共同通信社福岡支社、 株式会社熊本日日	<b>(災害予防)</b> ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における報道の確保対策に関すること <b>(災害応急対策)</b> ① 気象予警報等の報道周知に関すること ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ③ 災害時における広報に関すること <b>(災害復旧)</b> ① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
新聞福岡支社、 株式会社日刊工業新聞社西部支社	
RKB毎日放送株式会社、 株式会社テレビ西日本、 九州朝日放送株式会社、 株式会社福岡放送株式会社TVQ九州放送、 株式会社エフエム福岡、 株式会社CROSS FM、 ラブエフエム国際放送株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県医師会	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療救護の活動に関すること</p> <p>② 負傷者に対する医療活動に関すること</p> <p>③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関すること</p>
公益社団法人 福岡県獣医師会	<p>(災害予防)・(災害応急対策)</p> <p>① 災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関すること</p>
公益社団法人 福岡県歯科医師会	<p>(災害予防)</p> <p>① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時の歯科医療救護活動に関すること</p>
公益社団法人 福岡県看護協会	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害看護についての研修や訓練に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 要配慮者への支援に関すること</p> <p>② 避難所等における看護活動に関すること</p> <p>③ 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること</p>
公益社団法人 福岡県薬剤師会	<p>(災害予防)</p> <p>① 患者への啓発(疾病・使用医薬品等の情報把握)に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害医療救護活動に関すること</p> <p>② 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること</p> <p>③ 医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)に関すること</p> <p>④ 指定避難所等での被災者支援(服薬指導等)に関すること</p> <p>⑤ その他公衆衛生活動に関すること</p>
福岡県トラック協会	<p>(災害予防)</p> <p>① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 緊急・救援物資の輸送に関すること</p>
社会福祉法人 福岡県 社会福祉協議会	<p>(災害予防)</p> <p>① 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること</p> <p>② 職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(災害応急対策) ① 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること ② 災害ボランティアの活動体制強化に関すること ③ 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること

## 第11 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
京築地区水道企業団	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策
吉富町外一市 中学校組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策
吉富町外1町 環境衛生事務組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策
豊前市外二町 清掃施設組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策

## 第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人 豊前築上医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動 ② 遺体の検案 ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
一般社団法人 豊前築上歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動 ② 遺体の検案の協力 ③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
豊前築上薬剤師会 一般社団法人 福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 ② 医薬品の調達、供給 ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
社会福祉法人 吉富町社会福祉協議会	(災害応急対策) ① 災害時のボランティアの受け入れ ② 要援護者への救助及び生活支援活動の協力
吉富漁業協同組合	(災害応急対策) ① 被災組合員に対する融資又はその斡旋 ② 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 ③ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ④ 救助活動への協力 ⑤ 漁船の避難指示、誘導 ⑥ 水産施設及び水産資源の被害状況調査への協力

機関の名称	事務又は業務の大綱
	⑦ 水位の観測 ⑧ 海難予防知識の普及・啓発
日本郵便株式会社 (吉富郵便局)	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における負傷者の医療、助産、救助
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護 ③ 福祉避難所開設の協力
危険物施設等管理者	(災害予防) ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備
福岡京築農業 協同組合	(災害応急対策) ① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
吉富町商工会	(災害応急対策) ① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 災害時における物価安定の協力 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋
建設事業者団体	(災害応急対策) ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 ② 倒壊住宅等の撤去の協力 ③ 応急仮設住宅の建設の協力 ④ その他災害時における復旧活動の協力 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整
豊築防犯協会	(災害応急対策) ① 災害危険か所、異常現象等の連絡通報 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力 ③ その他災害応急対策の業務の協力
金融機関	(災害応急対策) ① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置

## 第13 住民・事業所

区 分	とるべき措置
住 民	① 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保（自らの身の安全は自らが守る） ② 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認 ③ 食料、飲料水の備蓄、非常持出品の準備 ④ 自動車へのこまめな満タン給油 ⑤ 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策 ⑥ 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進 ⑦ 災害発生時の自主的な相互救済活動への参加・協力 ⑧ 町、県が行う防災活動への協力 ⑨ 社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない
事 業 者	① 従業員、顧客等の安全の確保 ② 二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等） ③ 帰宅困難者の一時滞在への協力 ④ 地域住民の安全確保への協力 ⑤ 防災体制の整備、防災訓練の実施 ⑥ 町、県が行う防災活動との連携・協力

## 第3節 町の概況

### 第1 自然的条件

#### 1. 地勢

吉富町は、福岡県の最東端に位置し、東は山国川を境に大分県中津市、西は海岸に沿い豊前市、南は上毛町に接し、北は周防灘に面している。

町域は、2箇所の丘陵地を含む西南より北ないし東北に向けて緩やかな傾斜の平坦地で、山岳に発した山国川と佐井川に挟まれた東西1.8km、南北4km、面積5.73km<sup>2</sup>の町である。

#### ■吉富町の位置



#### ■吉富町の河川

種類	水系	河川名
一級河川	山国川	山国川 黒川
二級河川	佐井川	佐井川

## 2. 気象

吉富町の気候は、日本海型気候区と内海型気候区で中間型気候であり、平均気温は2025年で17.1℃、年間降水量は2025年で1,000.5mmである。

なお、台風は九州北部地方において、年間約3.8個の接近個数がある。

### ■吉富町の気象（平年値：過去10年間）

年	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)
2016	1724.5	17.0	21.0	13.1	2.3	1912.2
2017	1456.5	16.1	20.3	12.2	2.5	2129.0
2018	1476.5	16.3	20.5	12.3	2.4	2168.1
2019	1396.5	16.7	20.9	12.7	2.4	2038.7
2020	2016.5	16.6	20.7	12.6	2.4	2131.2
2021	1575.5	16.9	21.3	12.8	2.5	1754.8
2022	1225.0	16.6	20.9	12.7	2.4	2152.8
2023	1647.0	17.0	21.5	12.9	2.4	2137.4
2024	1680.5	17.6	21.9	13.9	2.3	2109.7
2025	1000.5	17.1	21.6	13.1	2.5	2268.1
10年 平均	1519.9	16.8	21.1	12.8	2.4	2080.2

資料：気象庁「各種データ・資料」中津（大分県）

### ■九州北部地方の台風の接近個数（平年値：過去30年間）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
接近 個数	—	—	—	0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4	—	—	3.8

(注) 平年値：過去30年間は、1991年～2020年の30年間の平均。

(注) 空白値（—）は、統計期間内に該当する台風が1例もなかったことを示している。

(注) 日本への接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

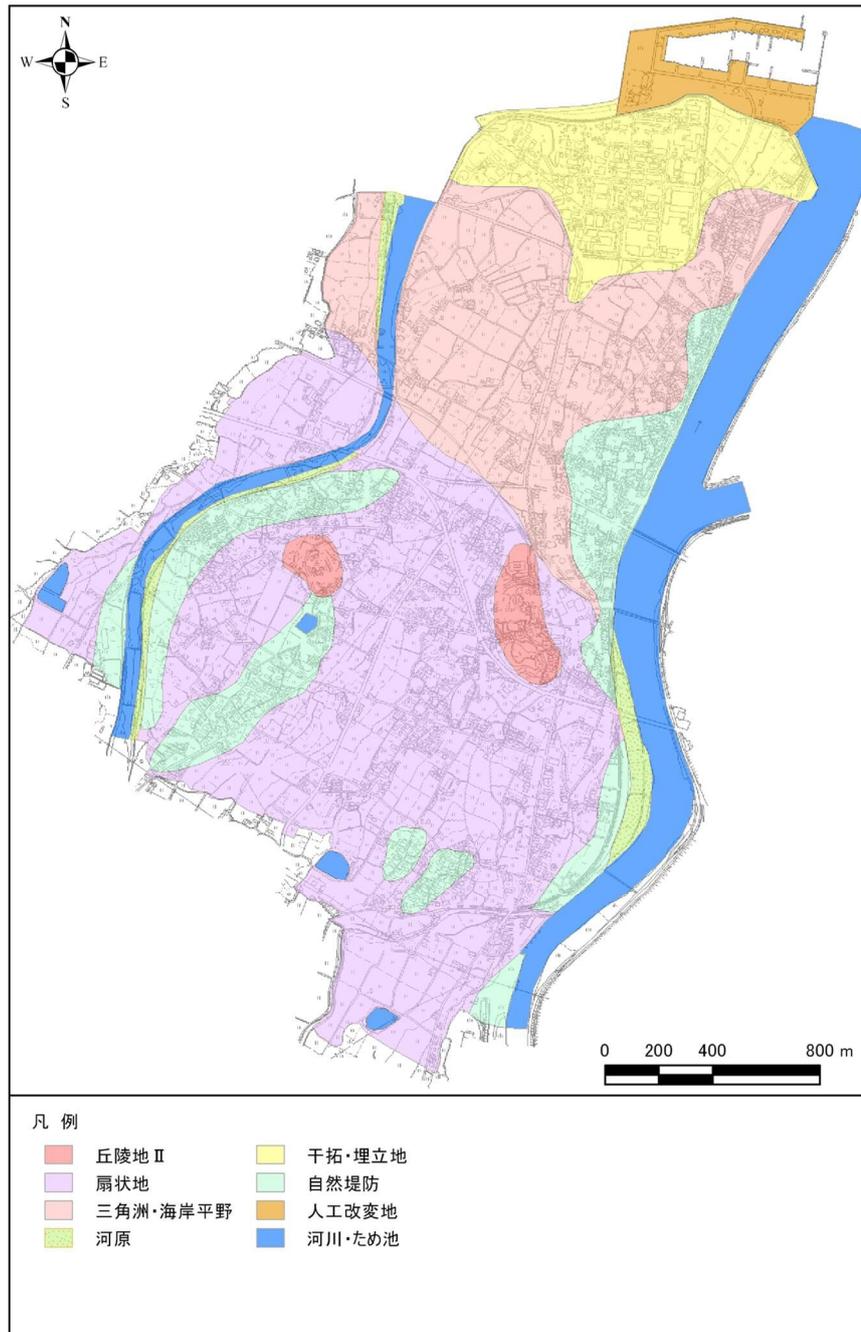
資料：気象庁「気象統計情報」

### 3. 地形

吉富町は、福岡県の最東端に位置し、山国川と佐井川に挟まれ、河川が運んだ土砂等が堆積してできた陸地であり、周防灘に面して平坦な田園地帯が広がっている。

また、吉富町の地形は、南側より河川が運んだ土砂等が堆積してできた陸地（扇状地、三角州・海岸平野）、干拓・埋め立て地と続き、漁港のある人工改変地に至る。河川沿い等には自然堤防、町域のほぼ中央の2箇所に丘陵地がある。

#### ■地形分類図



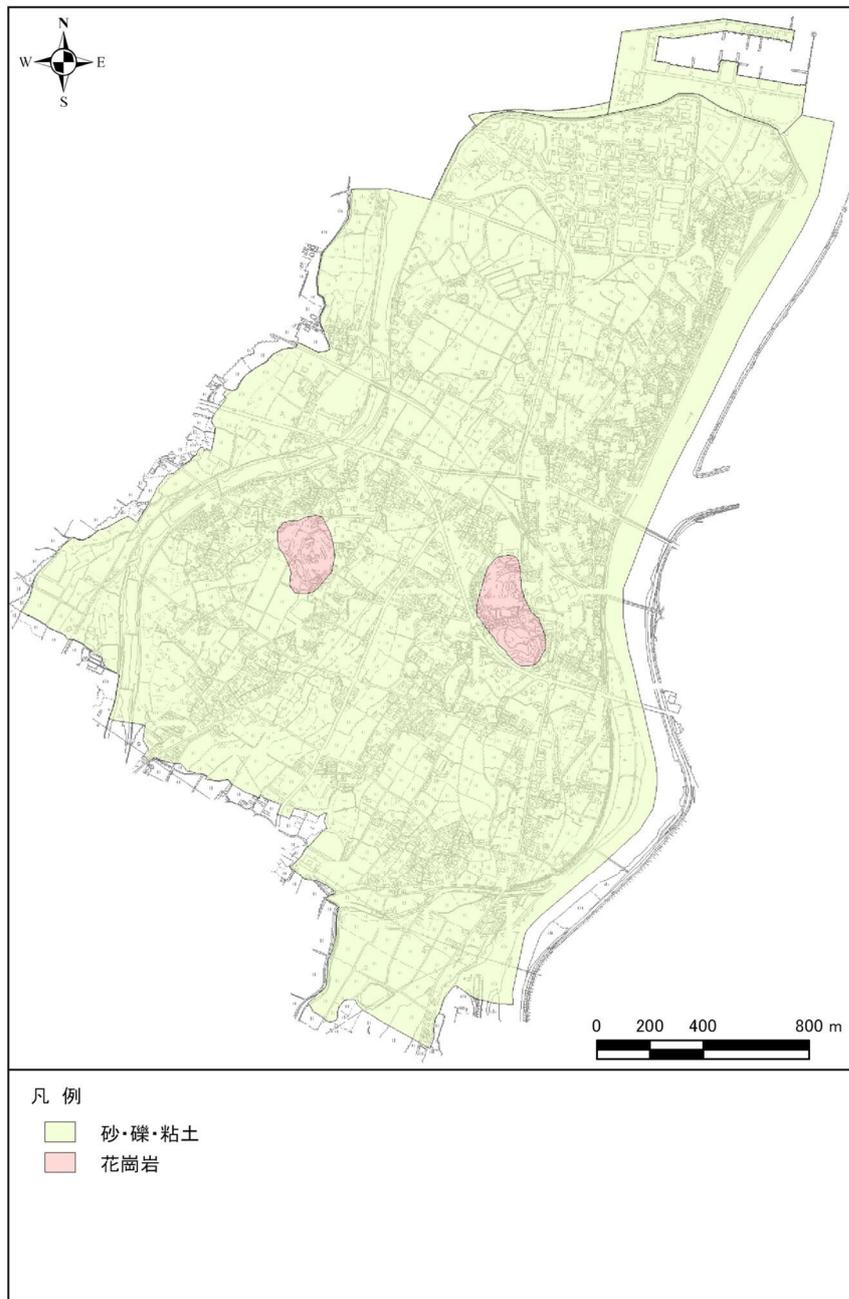
出典：土地分類基本調査 中津（1970）、福岡県  
（吉富町航空写真図 平成23年撮影）

#### 4. 地質

吉富町は、山国川の河口左岸側の中津平野に位置し、中津層と呼ばれる砂礫・火山砂層の解析扇状地から形成されている。

天仲寺山及び鈴熊山は、中生代（は虫類（恐竜）の時代）の花崗岩からなる。また、その周辺には、山国川のはん濫により堆積して形成された未固結堆積物からなる砂・礫・粘土が表層に分布している。海岸付近は、人工改変地及び干拓地からなるため、軟弱地盤（水分を多く含んだ柔らかい土等でできた不安定な地盤）であり、地震時の揺れ及び液状化に対し脆弱な地盤である。

#### ■表層地質図



出典：土地分類基本調査 中津（1970）、福岡県

## 第2 社会的条件

### 1. 人口

吉富町の人口及び世帯数は、6,474人、3,061世帯（令和7年4月末現在）である。昭和60年以降を見ると、人口及び1世帯あたり人口は概ね減少傾向が続いている。

一方、世帯数については概ね増加傾向にあるが、1世帯あたり人口が概ね減少傾向にあることから、核家族化（単身世帯を含む）の進行が見受けられる。

65歳以上の高齢化率は31.41%（令和7年10月1日現在）であり、今後も高齢化が進行するものと予想される。

#### ■吉富町の人口（令和7年4月末現在）

人 口	6,474人
世 帯 数	3,061世帯
高齢化率	31.41%（令和7年10月1日現在）

出典：住民基本台帳

#### ■吉富町の人口・世帯数の推移（単位：世帯、人）

年	世帯	総数	1世帯当り人口
昭和60年	2,312	7,549	3.26
平成2年	2,338	7,364	3.15
平成7年	2,416	7,223	2.99
平成12年	2,537	7,188	2.83
平成17年	2,630	7,053	2.68
平成22年	2,645	6,792	2.57
平成27年	2,888	6,876	2.46
令和2年	2,667	6,536	2.46
令和7年	3,061	6,474	2.11

出典：住民基本台帳

### 2. 土地利用の状況

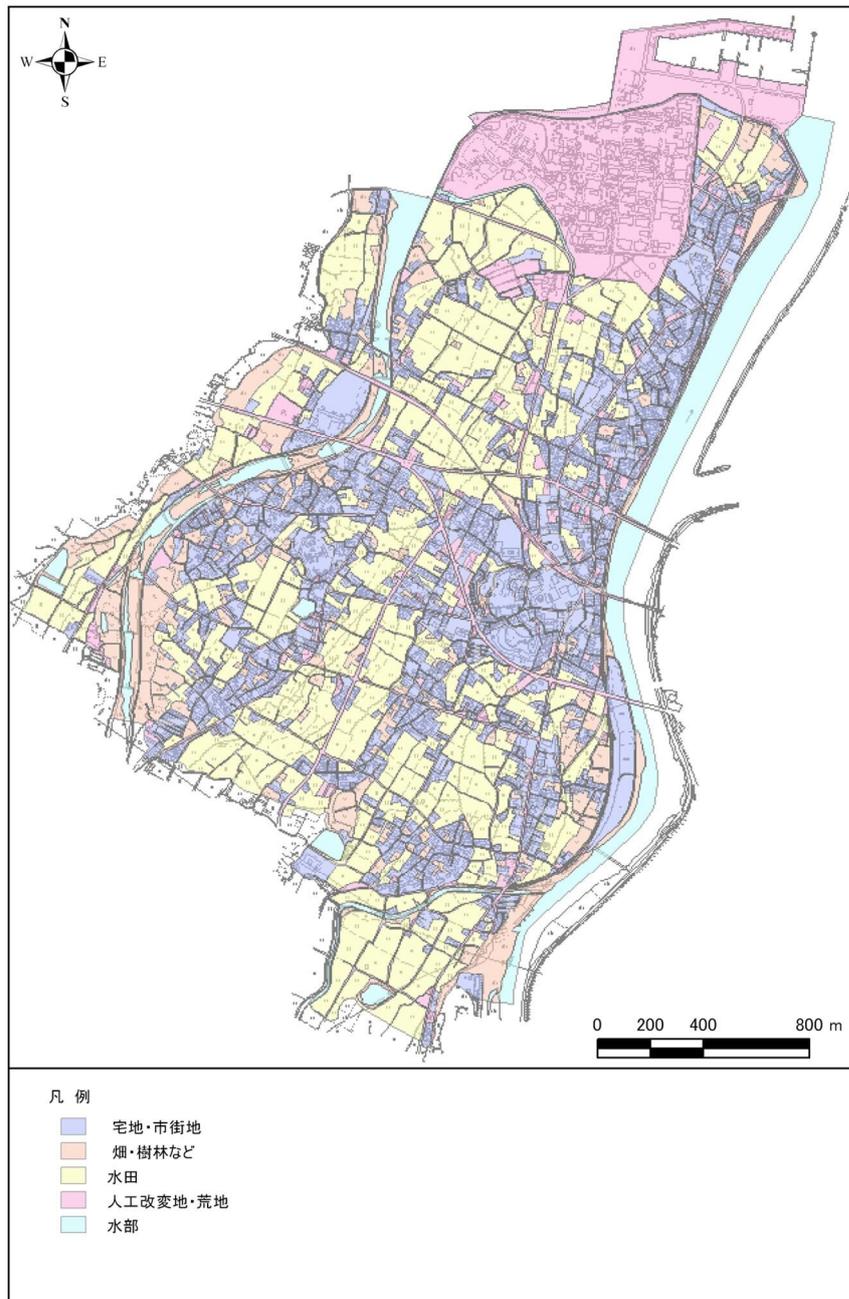
吉富町の土地利用は、耕地、宅地、その他が、それぞれ総面積の約1/3ずつを占めている。

#### ■土地利用面積（単位：km<sup>2</sup>）（令和4年3月末現在）

総面積	耕地	宅地	森林	その他
5.72	1.90	1.84	0.00	1.98

出典：データで見る吉富町

■土地利用状況図（平成23年）



出典：平成23年度吉富町都市計画基礎調査業務報告書（平成24年3月）

## 第4節 災害危険性

吉富町では、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(福岡県、令和7年9月)、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)及び福岡県地域防災計画(令和7年9月修正)を踏まえつつ、風水害及び地震の災害危険性等を検討した。その概要は、次のとおりである。

### 第1 災害履歴

#### 1. 風水害等

県内では台風と集中豪雨による被害が多く、梅雨前線に伴う豪雨は河川の内水氾濫を引き起こし、台風はさらに風による災害を引き起こしている。台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。

吉富町に被害を与えた風水害としては、昭和19年9月17日の台風の襲来による大災害で、佐井川及び黒川の堤防決壊によって町の大半が床上浸水し、国道の決壊2ヶ所、橋梁の流失及び国鉄(当時)の道床流失等に加えて家屋の流失3戸死者2名という大惨事となった。また、海岸堤防の決壊により海水が浸水し農作物に大きな被害をもたらしたことも数回に及んでいる。

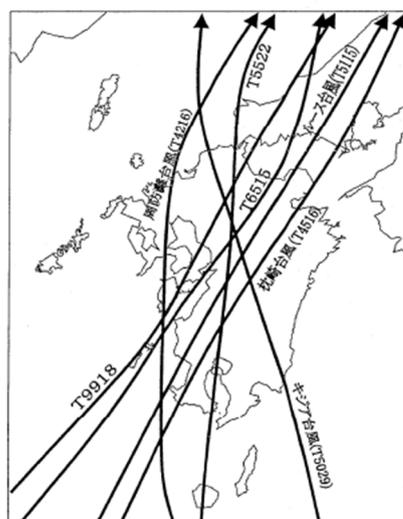
近年では、平成3年9月14日・27日の台風17号・19号の襲来による災害がおり、町内全域3日間の停電、NTT電話回線の甚大な被害等に加えて、住家全壊1棟・半壊6棟等の被害に及んだ。さらに、平成5年9月3日の台風13号では、暴風雨と満潮が重なり、海岸地区に床上浸水(47棟)・床下浸水(28棟)等の被害をもたらした。また、平成11年9月、熊本県北部に上陸後福岡県を通過し、周防灘へ進んだ台風18号では、周防灘沿岸で大きな高潮災害が発生した。

なお、平成24年7月の九州北部豪雨においては、床下浸水1棟である。

周防灘西岸の最大潮位偏差(cm)

年月日	台風名	地名		
		青浜	苅田	宇ノ島
1942. 8.27	周防灘台風	166	150	76
1945. 9.17	枕崎台風		129	
1950. 9.13	ギジア台風	131		
1951.10.15	ルース台風	124	115	103
1955. 9.30	台風第22号		147	121
1965. 8. 6	台風第15号	134		
1999. 9.24	台風第18号	201	219	

周防灘に高潮害が発生したときの台風経路



(行×○は、19××年台風○号を示す)

出典：福岡県地域防災計画・風水害編(令和6年3月)

## 2. 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域である。近年に県内で被害を受けた事例としては、2005年3月20日に発生した福岡県西方沖地震(震源深度約9km、マグニチュード7.0、最大震度6弱)がある。なお、この地震による津波の被害はない。

吉富町では、広津における過去の記録をみると、福岡県西方沖地震では震度4であったが被害記録はなく、以外の地震でも大きな被害を与える震度の地震は発生していない。

### ■吉富町広津における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
1923～2015年	32	6	2	1	0	0	0	0	0	41
2016年	22	2	2	0	0	0	0	0	0	26
2017年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2018年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2019年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
2020年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2021年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2022年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
2023年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2024年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
2025年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 平成8年9月以前の5,6は5弱,6弱として扱っている。

出典：気象庁震度データベース(1923～2011年)

### ■福岡県西方沖地震(平成17年3月20日)による被害状況

被害	死者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊
			重傷	軽傷			
吉富町	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	1	1,186	197	989	143	352	9,185

出典：平成17年災害年報(福岡県)

なお、南海トラフ巨大地震について、平成24年8月29日に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」が公表されており、本町では最大震度5強、最大津波高(満潮位)4mが想定されている。詳細については、第7章で計画する。

## 第2 災害危険性

### 1. 風水害

#### (1) 被害を受ける可能性のある箇所

吉富町において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）によると、次のとおりである。

水害関係では、重要水防箇所は、国指定が1箇所、県指定が3箇所（河川1箇所、海岸2箇所）、災害危険河川区域が2箇所指定されており、県による浸水想定区域内には約2,000棟の建物がある。

また、土砂災害関係では、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地）が13箇所（うち土砂災害特別警戒区域11箇所）指定されているほか、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所、急傾斜地崩壊危険区域（自然I）が6箇所指定されており、これらの箇所には約50棟の人家がある。

#### ■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

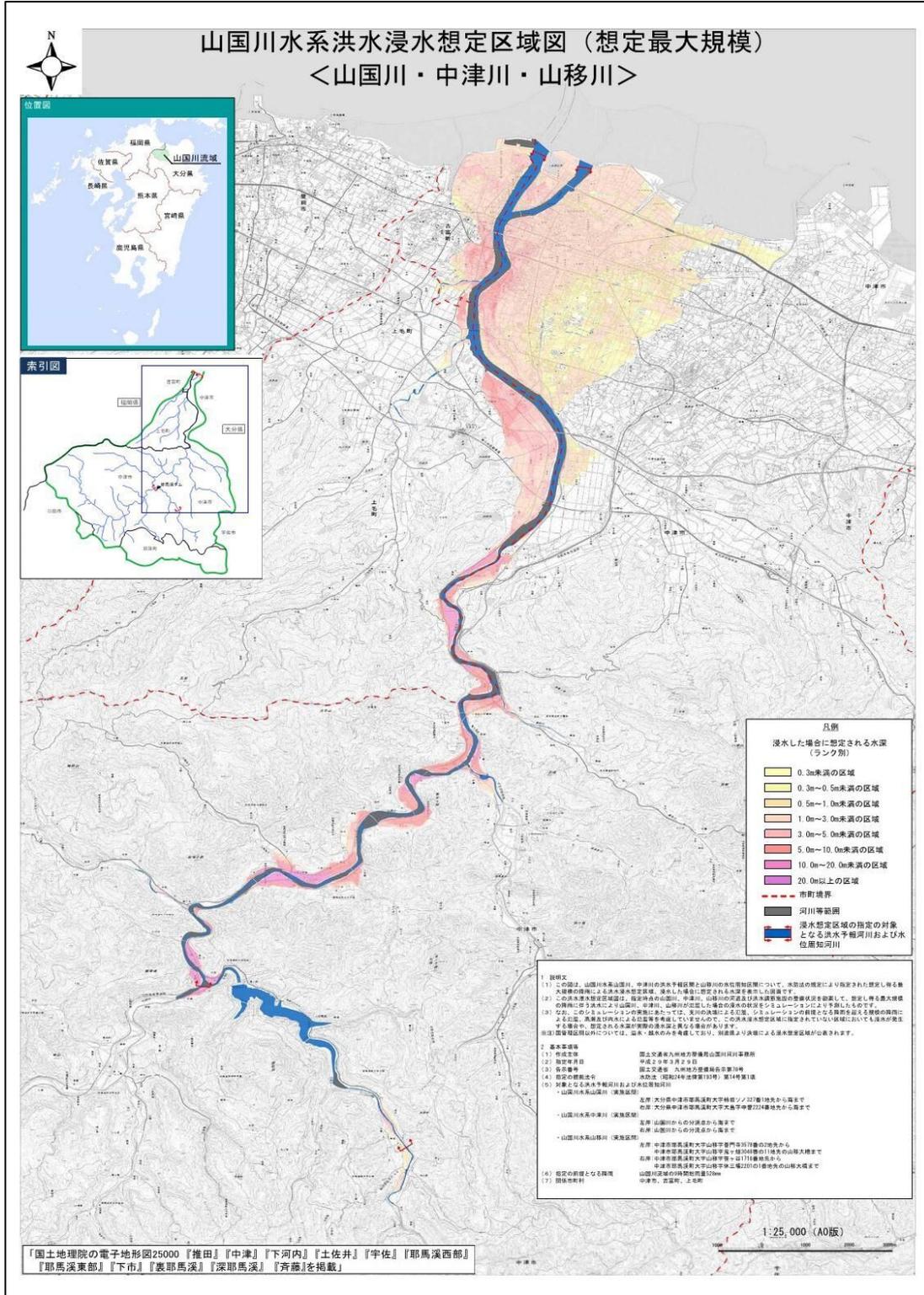
災害形態	危険区域・箇所	箇所数・延長
水害	重要水防箇所（山国川）	1箇所（50m）
	重要水防箇所（佐井川）	1箇所（155m）
	重要水防箇所（吉富海岸）	1箇所（3樋門・705m）
	重要水防箇所（界木海岸）	1箇所（1樋門・365m）
	災害危険河川区域（山国川水系黒川）	2箇所（20m、340m）
	防災重点農業用ため池	5箇所（舂池、神揚池、新池、鈴熊池、宝賀池）
土砂災害	砂防指定地	0箇所
	地すべり防止区域	0箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	2箇所（御山、事比羅(1)）
	土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地）	13箇所（うち土砂災害特別警戒区域11箇所） （鈴熊(a)-1、鈴熊-1、鈴熊-2、鈴熊(a)-2、事比羅、広津(a)、広津(b)、広津(c)、広津(d)、事比羅(2)、才ノ上、神揚）
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	0箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	0箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	0箇所
	地すべり危険地区（民有林）	0箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所（盛土）	1箇所（中津吉富線）

出典：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（令和6年3月）

(2) 洪水浸水想定区域

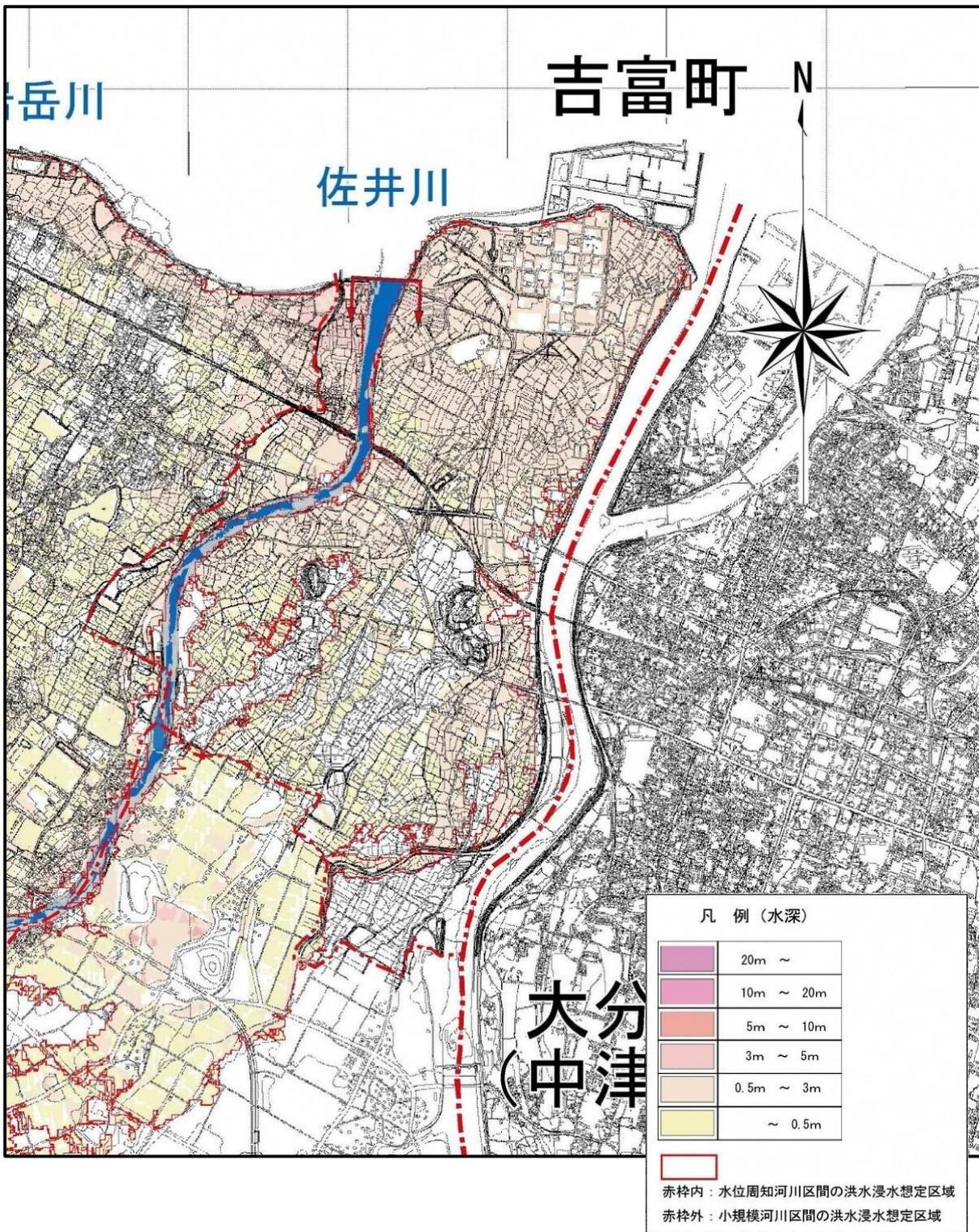
吉富町における洪水の危険性については、山国川水系山国川及び黒川、佐井川水系佐井川において洪水浸水想定区域として広範な浸水が予想されている。

■ 山国川水系山国川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



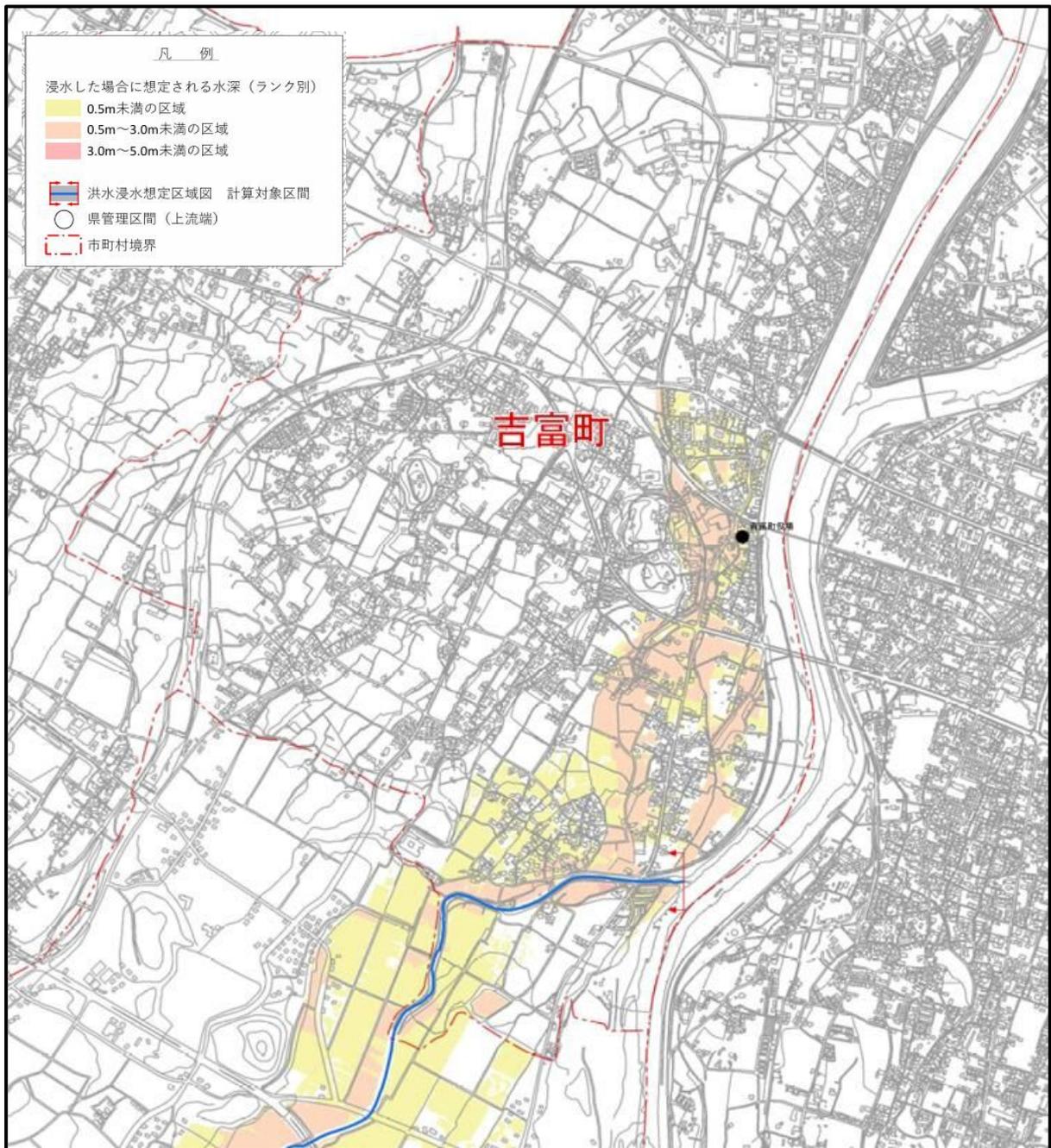
出典：山国川水系山国川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）  
 （平成29年3月29日、国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所）

■佐井川水系佐井川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



出典：佐井川水系佐井川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和元年5月28日指定、福岡県）

■山国川水系黒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

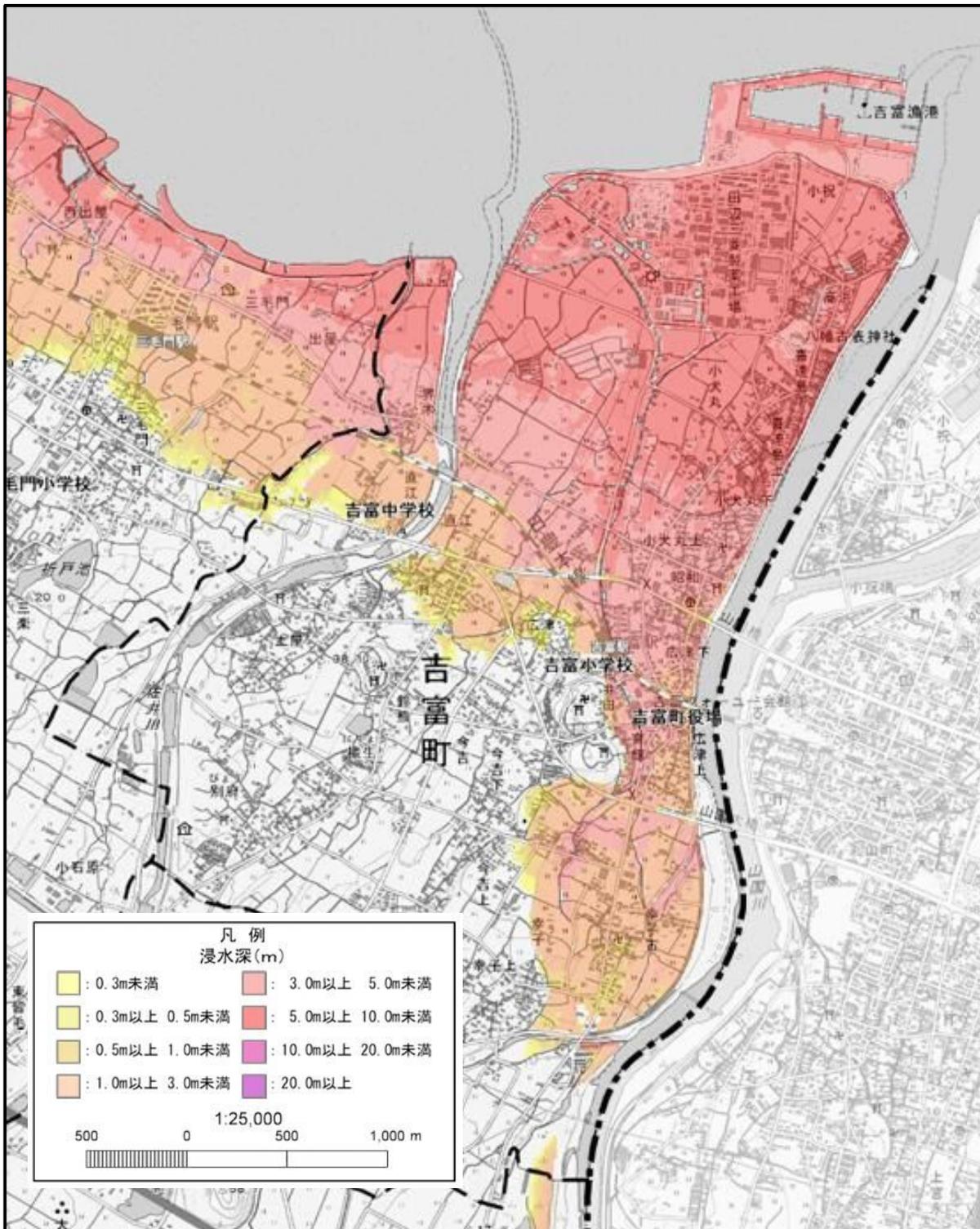


出典：山国川水系黒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和5年5月26日指定、福岡県）

### (3) 高潮浸水想定区域

吉富町における高潮の危険性については、高潮洪水浸水想定区域として広範な浸水が予想されている。

#### ■豊前豊後沿岸高潮浸水想定区域図「吉富町」

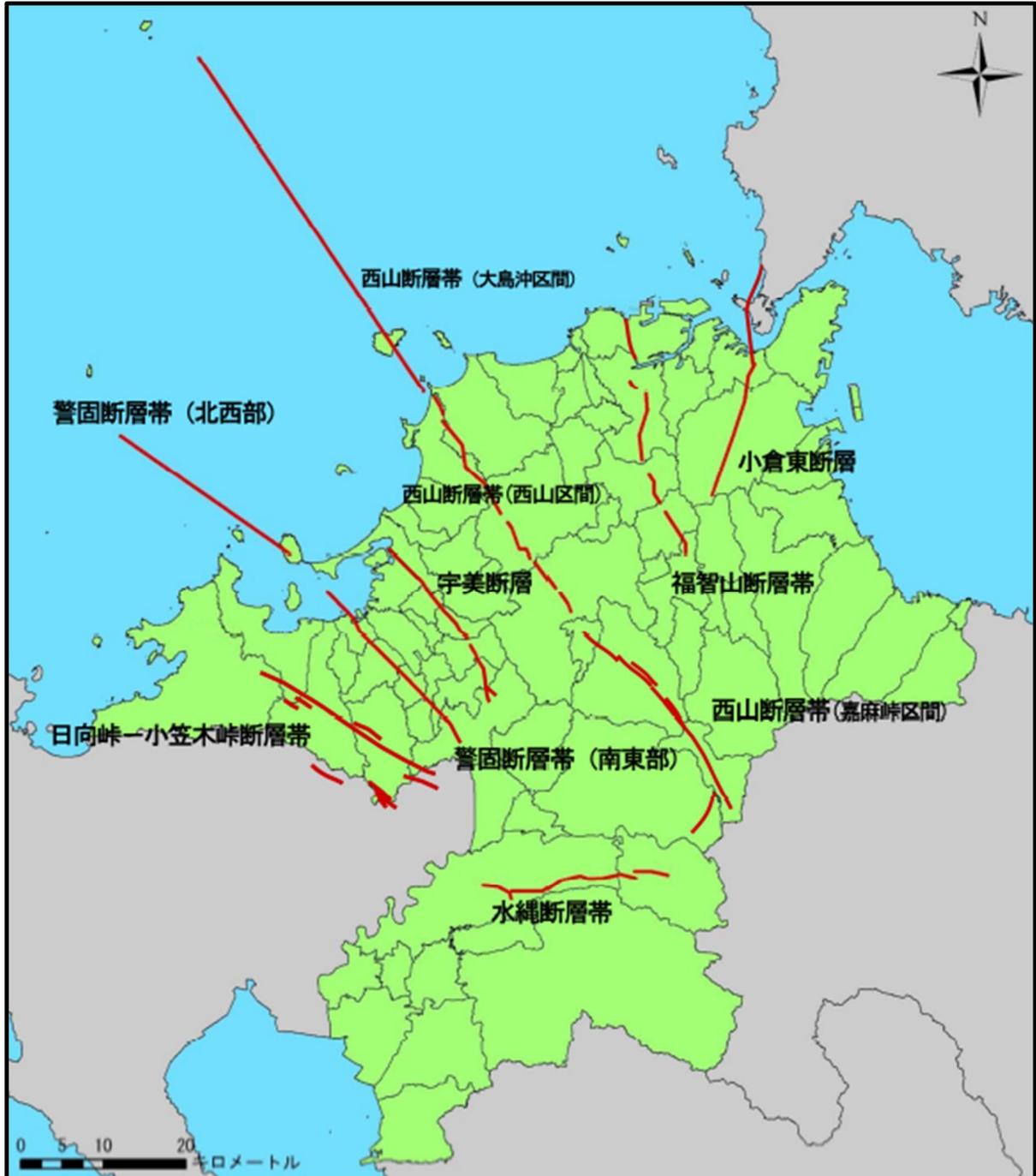


出典：豊前豊後沿岸高潮浸水想定区域図「吉富町」（福岡県、令和元年12月作成）

## 2. 地震災害

県内において存在が確認されている主な活断層は、小倉東断層、福智山断層帯、西山断層帯、警固断層帯、水縄断層帯、宇美断層、日向峠—小笠木峠断層帯の7断層があげられる。町域内を走る断層はないが、吉富町の周辺には小倉東断層がある。

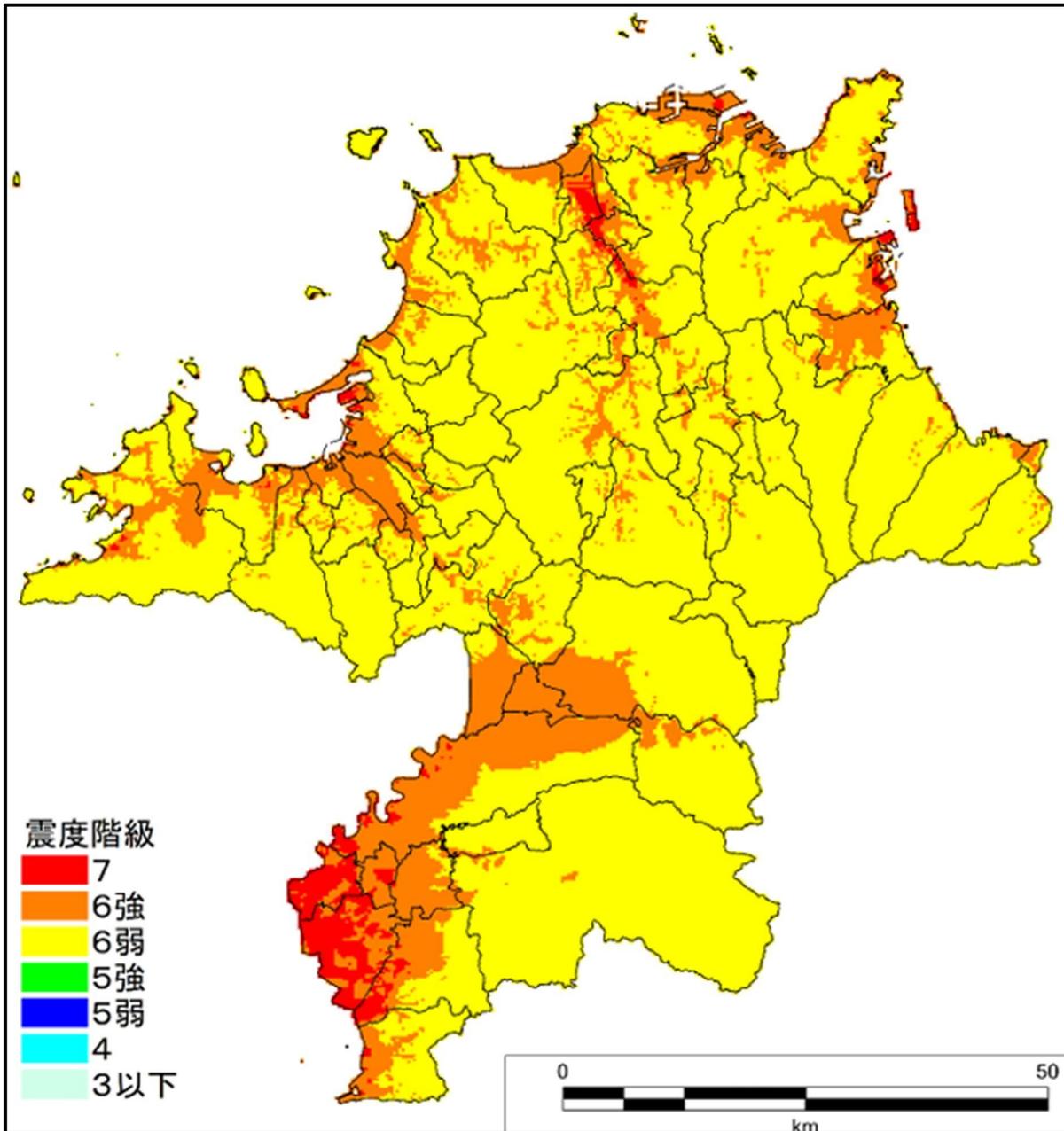
### ■福岡県周辺の活断層分布 想定地震の震源断層分布図



出典：福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月

また、福岡県においては、国における最新の知見や近年の大規模地震から得られた教訓に基づき、耐震化の進展や人口等の社会条件の変化を踏まえ、県地震被害想定の見直しに着手している。町域で最も被害が大きいと想定される地震モデルは、県内どこでも地震が発生し得る基盤上で一定規模の地震が起きるケース（基盤一定の地震）であり、震度分布を以下に示す。

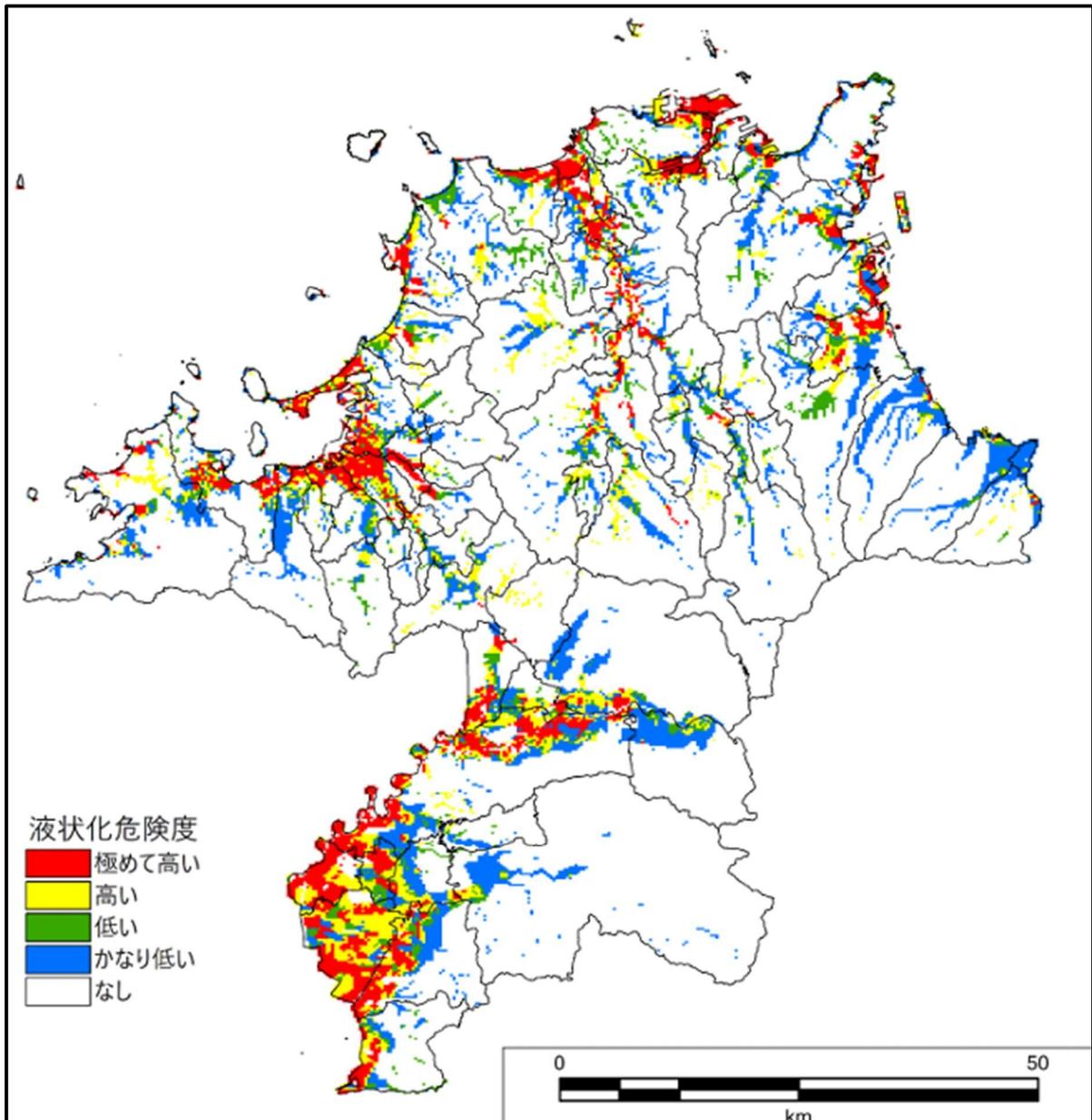
■震度分布図（基盤一定 マグニチュード6.8 深さ10km）



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 令和7年9月）

液状化の危険度は概ね「かなり低い」となっている。

#### ■液状化危険度（基盤地震動一定）



### 3. 津波災害

#### (1) 南海トラフ巨大地震

「地震モデル報告書」（令和7年3月31日、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会）における想定において、吉富町では最大震度5強、最大津波高（満潮位）4mが想定されている。

また、30cm以上の浸水面積は最大20ha、津波到達時間（高さ1m津波）は最短205分と想定されている。

## ■南海トラフ巨大地震による津波高（満潮時、ケース⑤）



出典：「地震モデル報告書」（令和7年3月31日、南海トラフ巨大地震モデル  
・被害想定手法検討会）

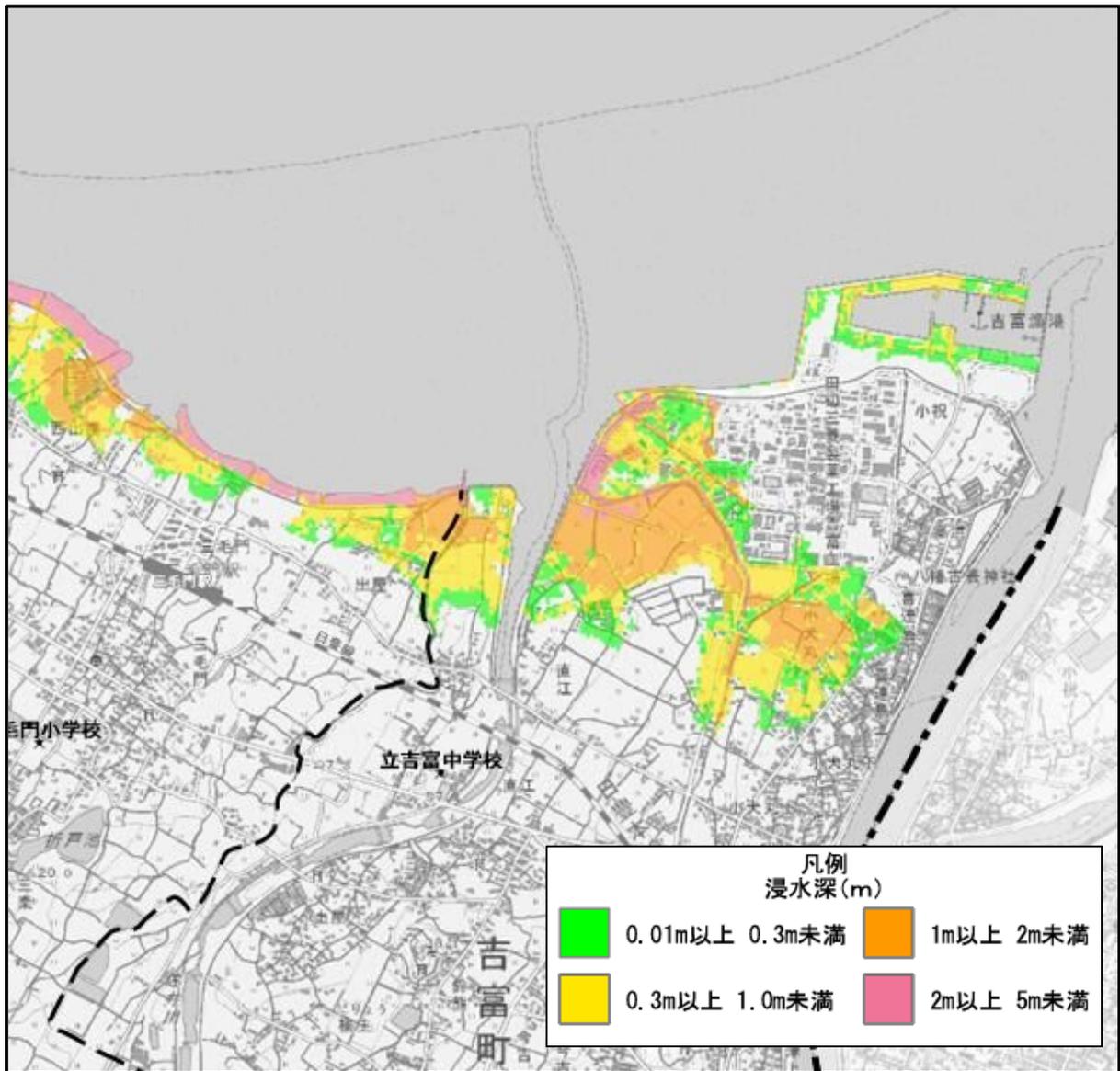
### (2) 津波浸水想定区域

県では、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定に基づき、津波浸水想定を設定した。

津波浸水想定区域は、国において検討された津波を起こす断層などから、県に到達する最大クラスの津波を選定し、津波浸水シミュレーションにより予測される浸水の区域などを設定するものである。

吉富町における津波浸水想定区域（平成28年2月公表）は、以下のとおりである。

■津波浸水想定区域



## 第5節 防災ビジョン

### 第1 防災ビジョン

吉富町周辺は台風の常襲地帯としての立地的な条件から、近年の異常気象や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性に十分配慮する必要がある。

また、地震・津波災害の危険性については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（福岡県、令和7年9月）及び「地震モデル報告書」（令和7年3月31日、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会）の予測結果に基づいた対応を準備しておく必要がある。

このような状況を踏まえ、吉富町の防災ビジョンを次のとおりとする。

#### ■防災ビジョン

災害に対して「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えを基本として、行政は「減災」に向けたまちづくりや防災への取り組みを推進するとともに、行政をはじめ、住民・地域コミュニティ・事業者・その他関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、お互いの緊密な連携を図りながら、「自助・共助・公助」の理念のもと、町の総力を結集して災害対応を行う。

##### <基本理念>

- ① 災害に強い組織・ひとをつくる
- ② 災害に強いまちをつくる
- ③ 防災施設・設備、体制を強化する
- ④ 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える

### 第2 基本目標

住民の生命、身体及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

■基本目標

基本理念	災害予防計画	基本目標
災害に強い組織・ひとをつくる	第1節 災害に強い組織・ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民や企業・事業所等が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という意識を持ち、自主的に防災活動に参加し、町内の防災・減災に寄与するよう努める。</li> <li>○ 住民ひとり一人が、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑える。</li> <li>○ 町及び関係機関の職員は、知識と技術を身につけ、平時から防災に係る必要な組織の整備等を行い、災害時には速やかに任務を遂行できるようにする。</li> <li>○ 大規模災害に備え、全住民が参画して防災に対処しながら、避難所生活等における二次的苦痛を防止するための組織づくり、人づくりをすすめる。</li> <li>○ 混乱期における被害の抑制や要配慮者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。</li> <li>○ 町、消防団、関係機関、学校、事業所、自主防災組織、住民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災知識の普及を推進する。</li> </ul>
災害に強いまちをつくる	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に強く、快適で安全な住民生活を確立するため、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、狭隘な道路の改善を図るなど防災機能を強化する。</li> <li>○ 大地震による人的被害の大きな要因となる、建物倒壊・延焼火災を防止するため、被害の発生が予想される箇所における点検・整備、建物の耐震化、延焼の防止や消防水利の強化を図る。</li> <li>○ 河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。</li> <li>○ 土砂災害や液状化の発生する危険がある箇所を把握し、二次災害を防止する対策を行う。</li> <li>○ 不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。</li> <li>○ 道路、橋りょう、漁港施設、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。</li> </ul>
防災施設・設備、体制を強化する	第3節 応急活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集伝達ルートを確認する観点から、多様な情報収集伝達ルートの充実、災害情報のデータベース化、情報の分析・整理・活用に努める。</li> <li>○ 速やかな協力体制を得るよう、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等に努める。</li> <li>○ 各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制に努める。</li> <li>○ 社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を支援し、要配慮者の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。</li> </ul>

基本理念	風水害、地震・津波 災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。</li> <li>○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。</li> </ul>
	第2節 情報の収集伝達、 災害警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。</li> <li>○ 町域の全地区について、被害の全体像を把握する。</li> <li>○ 住民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行い、必要に応じて関係機関へ伝達する。</li> </ul>
	第3節 災害広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次的被害・混乱等を防止する。</li> <li>○ 情報の空白地域・時間を解消する。</li> <li>○ 被災者からの相談受付、広報活動を行う。</li> </ul>
	第4節 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。</li> </ul>
	第5節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。</li> </ul>
	第6節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防・警察等の各機関、施設管理者、自主防災組織等と役割を分担し、住民、外来者等を安全に避難させる。</li> <li>○ 災害発生直後から避難所を開設し、運営は自主防災組織等と協働して運営する。</li> <li>○ 要配慮者や女性等に配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。</li> </ul>
	第7節 救助・救急・消防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、町、消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。</li> <li>○ クラッシュ症候群<sup>※1</sup>等に対処するため、町、消防本部、消防団、関係機関・団体、住民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。</li> </ul>
	第8節 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、資機材等を迅速に確保する。</li> <li>○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。</li> <li>○ 避難所及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスを供給する。</li> </ul>
	第9節 要配慮者等対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児・妊産婦・外国人等の要配慮者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。</li> <li>○ 避難行動要支援者については個別避難計画に基づき避難を行う。</li> <li>○ 避難所、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。</li> </ul>

※1 クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。

基本理念	風水害、地震・津波 災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第10節 交通・輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予想される道路・橋りょう等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、町・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。</li> <li>○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、町、関係機関及び業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。</li> </ul>
	第11節 生活救援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。</li> <li>○ ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。</li> </ul>
	第12節 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 余震等による建物の危険防止、また応急仮設住宅供給の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定の実施を行う。</li> <li>○ 応急仮設住宅供給及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。</li> </ul>
	第13節 防疫・清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。</li> <li>○ ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。</li> </ul>
	第14節 遺体の処理・埋葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。</li> </ul>
	第15節 文教対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育の早期再開を行う。</li> <li>○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。</li> </ul>
	第16節 公共施設等の 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。</li> <li>○ 公共土木施設、社会教育施設、その他の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。</li> <li>○ LPガスの供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。</li> </ul>
	第17節 農林水産の 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産物や施設の被害の実情を早期に把握し、速やかな応急対策の実施などを行う。</li> </ul>
	第18節 災害警備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察と協力し、町・事業所・団体・住民等が、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。</li> </ul>

基本理念	大規模事故等 応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 大規模事故対策	○ 大規模事故における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や連絡、緊急避難、応急活動内容の明確化などを行う。
	第2節 危険物等災害対策	○ 危険物や有毒物等の安全性を強化するため、自主保安体制等の確立、施設管理者、保安監督者等による速やかな応急対策の実施などを行う。
	第3節 海上災害対策	○ 事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化などを行う。
	第4節 放射線災害対策	○ 事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化などを行う。
	第5節 原子力災害対策	○ 広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、観測体制、広域避難の受け入れ等の必要な措置を行う。

基本理念	災害復旧・復興計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 災害復旧事業の推進	○ 被災施設の復旧にあたっては、関係機関との連携を図りながら、被害の再発防止と将来の災害に備えた災害復旧計画を策定し、速やかに復旧事業を行う。 ○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。
	第2節 被災者等の生活再建等の支援	○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、義援金品・災害弔慰金の支給、資金の貸与・融資、雇用機会の確保、生活相談、風評被害への対応など、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。
	第3節 地域復興への支援	○ 独力での再建が困難な農林漁業者、中小事業者に対して、再起更生するよう、資金の融資等について支援することにより、被災者の生活の確保を図る。
	第4節 復興計画	○ 総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態への回復だけでなく、新たな視点による地域再生を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを行う。 ○ 関係機関等との調整・合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。 ○ 災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や住民生活の再建など、住民生活すべてにわたる分野を対象とする。

基本理念	南海トラフ地震防災対策推進計画	基本目標
南海トラフ地震に伴い発生する津波に対する対策計画を確立し非常時に備える	第1節 総則	○ 推進計画の目的及び防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱を定める。
	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	○ 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設、避難場所、避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港、通信施設等の整備を進め、南海トラフ地震に備える。
	第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	○ 津波からの防護、情報の伝達、避難行動、避難場所及び避難所の運営・安全確保、意識の普及・啓発等、津波からの防護や円滑な避難の確保等を図る。
	第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項	○ 資機材、人員等の配備手配について、応援協定等による円滑な応急対策の実施に備える。
	第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震警戒）（巨大地震注意）の発表に対する対応を定め、円滑な避難の確保等を図る。
	第6節 防災訓練に関する事項	○ 地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための防災訓練を実施する。
	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	○ 職員や住民の防災意識の向上や的確な判断に基づいた行動ができるよう南海トラフ地震に係る教育・広報を実施する。

